

説明事項

次期「北海道医療計画」（素案）における 「第8章 外来医療に係る医療提供体制の確保」について

平成30年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、都道府県の医療計画の一部（別冊）として新たに「外来医療計画」を策定することとされ、道として計画期間令和5年度までの「北海道外来医療計画（以下「外来計画」とする。）」を策定しました。

令和6年度からは、計画期間が同様となることから、次期「北海道医療計画」（以下「医療計画」とする。）に一体化されることになりました。

今般、次期「医療計画」（素案）が作成されたことから、外来計画部分として章立てされた「第8章 外来医療に係る医療提供体制の確保（以下「該当部分」とする。）」の部分についてご意見を頂戴するものです。

【資料1について】

本資料は、次期医療計画（素案）の概要を示したものです。

該当部分は、5ページの「第8章 外来医療に係る医療提供体制の確保」になります。

【資料2について】

本資料は、次期医療計画（素案）について概略を説明したものです。

該当部分は、38～39ページになります。

なお、次期医療計画は来年の3月下旬に告示予定であり、該当部分を記載した各第二次医療圏毎に作成する「地域推進方針」については、来年9月末までに策定することとなっており、来年度から当会議でも策定のための協議を予定しています。（41ページ）

【資料3について】

本資料は、外来計画部分（次期医療計画の「第8章 外来医療に係る医療提供体制の確保」の部分）を抜粋したものです。

次期医療計画（素案）を「新」（向かって左側）、現行医療計画を「旧」（向かって右側）に示した、新旧対照表です。

主な変更点は次のとおりです。

〈主な変更点〉

- ・ 「外来計画」が、次期「医療計画」では「第8章 外来医療に係る医療提供体制の確保」に章立てとなったことによる文言整理及び重複記載部分の削除。
(291～293、304～305ページ)
- ・ 「紹介受診重点医療機関」制度の開始に伴う説明追加及び文言整理。
(291、305、308～309ページ)
- ・ 不足する外来医療機能等の地域課題の協議方法について、次期医療計画では一体化されたことにより「地域医療構想推進シート」に基づくものから、第二次医療圏毎に作成する「地域推進方針」に基づいて取り組みを進めて行くことに変更。
(305、307ページ)
- ・ 現行医療計画の「各対象区域における不足する外来医療機能及び対応方針」については、次期医療計画では「地域推進方針」に記載するこから項目削除。
(309ページ)
- ・ 掲載データの更新
(各ページ)